

平成20年4月17日
経 済 産 業 省
特 許 庁

特許関係料金、商標関係料金引き下げへ！

第169回通常国会にて成立しました「特許法等の一部を改正する法律」が明日4月18日に公布されることに伴い、特許関係料金、商標関係料金が引き下げられることとなり、特許料は平均12%、商標関係料金は平均43%引き下げられます。

また、施行日は6月1日を想定しております。

1. 施行日以降に料金引き下げ対象となる主な料金（詳細は別紙）

特許料

商標登録料、商標更新登録料、国際登録に基づく商標権の個別手数料

特許出願料、商標出願料

については、政令改正により料金引き下げ予定。

2. 設定時の特許料・商標登録料納付期間の期間延長制度の利用

設定時の特許料、商標登録料（更新登録料を除く）の納付期間は、特許（登録）査定の日から30日ですが、出願人または代理人の請求（期間延長請求書を特許庁へ提出）により納付期間を更に30日間延長することが可能です。

この期間延長請求により、延長した30日間が料金改正に係る法令の施行日をまたぐ場合には、当該施行日以降に納付する特許料もしくは商標登録料は、引き下げ後の金額にて納付可能となります。

なお、料金改正に関する詳しい内容などは、4月18日以降に特許庁ホームページ（<http://www.jpo.go.jp/indexj.htm>）等でご確認ください。

（本発表資料のお問い合わせ先）

特許庁 総務部 総務課

担当者 池谷、沖田、横内

電 話：03 - 3581 - 1101（内線 2105）

03 - 3593 - 0436（直通）

1 .改正法施行日以降に料金引き下げの対象となる特許料等の新旧料金(抜粋)

特許料(昭和63年以降の出願、かつ平成16年4月1日以降に審査請求を行う出願)

	現 行 料 金	新 料 金
第1年～第3年	2,600 + 請求項数 × 200円	2,300 + 請求項数 × 200円
第4年～第6年	8,100 + 請求項数 × 600円	7,100 + 請求項数 × 500円
第7年～第9年	24,300 + 請求項数 × 1,900円	21,400 + 請求項数 × 1,700円
第10年以降	81,200 + 請求項数 × 6,400円	61,600 + 請求項数 × 4,800円

商標設定登録料

	現 行 料 金	新 料 金
商標登録出願	区分数 × 66,000円	区分数 × 37,600円
商標登録出願(分納)	区分数 × 44,000円	区分数 × 21,900円

商標更新登録料

	現 行 料 金	新 料 金
商標登録出願	区分数 × 151,000円	区分数 × 48,500円
商標登録出願(分納)	区分数 × 101,000円	区分数 × 28,300円

出願料(特許法等関係手数料令の改定予定)

	現 行 料 金	新 料 金 (案)
特許出願	16,000円	15,000円
商標登録出願	6,000 + 区分数 × 15,000円	3,400 + 区分数 × 8,600円

2 . 料金引き下げ前後における費用比較**特許**(権利を10年間維持) <現在> **49万円** <改定後> **44万円****特許**(権利を20年間維持) <現在> **168万円** <改定後> **134万円****商標**(権利を10年間維持) <現在> **13万円** <改定後> **7万円**

本試算は、特許については出願料、審査請求料、特許料、商標については、出願料、設定登録料(10年一括)をもとに試算。